

徳島県告示第六百二十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和四年十月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

処分をした年月日	処分を受けた者		処分の内容	処分の原因となつた事実
	商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名	許可番号		
令和四年四月八日	板野工業有限公司 板野郡藍住町奥野字矢上前一七番地三 後藤 敏幸	徳島県知事許可 （般・二九） 第三五四〇号	建設業法第二十九条第一項の規定による建設業許可の取消し （土木工事業、機械器具設置工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業許可）	建設業法第十二条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第二十九条第一項第五号に該当すると認められる。
同 六月二日	橋本組 三好市三野町芝生三七三番地 橋本 芳久	同 （般・〇三） 第六〇一八号	同 （土木工事業に関する一般建設業許可）	同
同 十日	マエダ建設 海部郡海陽町大里字飯持四五番地二 前田 伍市	同 （般・二九） 第四四五四号	同 （建築工事業に関する一般建設業許可）	同
同 十四日	有限会社河野地研 徳島市八多町北内五番地 河野 昭	同 （般・〇二） 第五六四六号	同 （土木工事業に関する一般建設業許可）	同
同 二十四日	株式会社アラタ建設 徳島市八万町寺山一六七番地一 元木 智子	同 （特・〇三） 第四一四八号	同 （建築工事業及び大工工事業に関する特定建設業許可）	同





二十一日	海部郡美波町奥河内字寺前四九〇番地八 片山 裕道	(般・二九) 第一一三六号	(建築工事業に関する一般建設業許可)	
同	有限会社山菱 阿南市山口町森国一〇八番地一 久米 紀福	同 (般・〇二) 第三三〇二号	同 (土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業許可)	同
同 二十六日	野上建設株式会社 勝浦郡勝浦町大字棚野字鍛冶地 一番地の五 野上 久仁栄	同 (般・三〇) 第二六八号	同 (建築工事業、大工工事業及び管工事業に関する一般建設業許可)	同
同	同	同 (特・三〇) 第二六八号	同 (土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する特定建設業許可)	同
同	株式会社菅原塗装 徳島市津田海岸町六番一〇号 菅原 清司	同 (般・〇一) 第一四五二号	同 (土木工事業及び建築工事業に関する一般建設業許可)	同
同 二十八日	株式会社松葉建設 徳島市中吉野町二丁目一九番地 松田 健作	同 (般・〇二) 第三五七九号	同 (大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可)	同